趣旨)

条 この規程は、 京都大学経済研究所 (以下「経済研究所」という。) の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 経済研究所は、(目的) 産業経済に関する総合研究を行うことを目的とする。

第三条 経 経済研究所に、所長を置く。

2

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、所長は、経済研究所の専任の教授をもって充てる。 引き続き四年を超えることができない。

4 所長は、経済研究所の所務を掌理する。前項の規定にかかわらず、補欠の所長の任期は、 前任者の残任期間とする。

5

(教授会)

第四条 経済研究所に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、 教授会が定める。

(研究部門)

第五条 公共政策研究部門経済制度研究部門経済情報解析研究部門の研究部門は、次 次に掲げるとおりとする

現代経済分析研究部門

(附属研究施設)

次に掲げる附 属 の研究施設を置く。

融工学研究センター 衆 経済研究所に、 な

複 雑 系経済研究センター

2

3 !項の規定にかかわらず、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。!属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。!属の研究施設に長を置き、経済研究所の専任の教授をもって充てる。

4

5

第七条 情報学研究科経済学研究科とは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。(研究科の教育への協力)(研究科の教育への協力)が関の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(事務組織)

第八条 経済研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程 (平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。 (内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、 経済研究所の内部組織については、 所長が定める。

2

二(京都大学経済研究所長候補者選考規程(昭和三十八年達示第四号)一(京都大学経済研究所協議員会規程(昭和三十七年達示第十一号))次に掲げる規程は、廃止する。この規程は、平成十六年四月一日から施行する。附(則